

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 ソディック  
代表者名 取締役社長 塩田 成夫  
コード番号 6143(東証第二部)  
問合せ先 取締役 財務部部长  
河本 朋英  
電話 045-942-3111(代)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第10条:単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条:インターネットの普及を考慮して、株主の皆様の利便性を高めるために、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することを可能とするものであります。
- (3) 変更案第26条:取締役会をより機動的・効率的に運営するため、必要が生じた場合に「会社法」第370条に定めるところに従い取締役会の書面決議を可能とするものであります。
- (4) 変更案第42条第2項:社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) その他、会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等の規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容 変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 実施時期 平成18年6月29日

以 上

別紙(変更箇所は下線)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔第1章〕 総 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">〔第2章〕 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、150,000,000株とする。<u>株式の消却を実施した場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(自己株式の買受)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規程により、取締役会の議決をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(第8条より移設)</p> <p style="text-align: center;">(第9条より移設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第7条 ① 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その<u>単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。</p> <p>② <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(1単元の株式の数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第9条 当社は1単元の株式の数に満たない株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">〔第1章〕 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">〔第2章〕 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第8条 ① <u>当社の単元株式数は100株とする。</u></p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 ① 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を<u>当社に請求することができる。</u></p> <p>② <u>買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(第8条へ移設)</p> <p style="text-align: center;">(第8条へ移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する手続きならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 ① 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)</u>に記載された株主<u>(実質株主含む。以下同じ)</u>をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 12 条 ① 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>をおく。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備置き、<u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取りおよび売渡し、株券の交付、株券喪失登録、諸届出の受理等、株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ</u>、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第 10 条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社が<u>発行する株券の種類</u>ならびに株主名簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する手続き等ならびに手数料については、<u>法令または定款に定めるもののほか</u>、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 ① 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 ① 当社は、<u>株主名簿管理人</u>をおく。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取り・買増し、株券の交付、株券喪失登録、諸届出の受理等、株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し</u>、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔第3章〕 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 ① <u>株主総会は取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が、これに代わる。</u></p> <p>(議長の権限)</p> <p>第15条 <u>議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わないものに対しては、会場から退去させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第16条 ① <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔第3章〕 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 ① <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第17条 ① <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は<u>他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 ① 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第18条 ① 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</p>	<p>第19条 ① 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備える。</p>	<p>② 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備置く。</p>
<p>[第4章] 取締役および取締役会</p>	<p>[第4章] 取締役および取締役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>第20条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 ① 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第22条 ① 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 ① 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第23条 ① 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>② 補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議)</p>	<p>(取締役会の決議)</p>
<p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを<u>行う。</u></p>	<p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 ① 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 前項に定める代表取締役のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 ① 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 ① 当社は、取締役会の決議によって取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 前項に定める代表取締役のほか、取締役会の決議によって当社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 ① <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[第5章] 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第31条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下予選という)することができる。補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数をもってこれを行う。予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 ① 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠で就任した監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>③ <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役は<u>その互選により常勤監査役を1名以上置く。</u></p>	<p>[第5章] 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 ① 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>③ <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、<u>その決議によって監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるほかは、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第 36 条 ① 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した監査役が記名捺印する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>(監査役報酬および退職慰労金)</p> <p>第 38 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>これを区分して株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第 39 条 ① 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 41 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 ① 当社は、<u>取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>[第 6 章] 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 43 条 当社は<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 44 条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>〔第6章〕 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第40条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第41条 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主または、登録された質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主または登録された質権者にたいして、商法第293条ノ5に規定する金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 ① 利益配当金および中間配当金その他の諸交付金は、当社がその支払い開始の日から満3年を経過した時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>② 未払いの利益配当金および中間配当金、その他の諸交付金には利息を付さないものとする。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第45条 ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>〔第7章〕 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 ① 期末配当金および中間配当金は、当社がその支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>② 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さないものとする。</p>